

# 地方公務員法の一部を改正する法律の 施行に伴う関係条例の制定について

まちづくり政策部 人事課

## 1. 定年年齢の段階的引上げ

- 令和5年4月に61歳として以降2年ごとに1歳ずつ引き上げ、令和13年4月に65歳とする。

- 加東市職員の定年等に関する条例第3条、附則第3項及び第4項

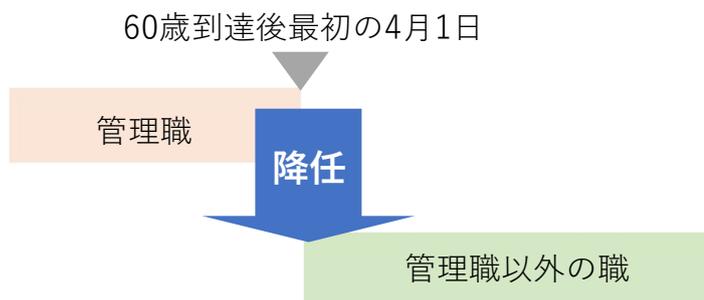
年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
定年	60	61	61	62	62	63	63	64	64	65	65
S37.4.2 ～S38.4.1	60歳 定年退職	61歳 暫再	62歳 暫再	63歳 暫再	64歳 暫再	65歳 暫再					
S38.4.2 ～S39.4.1	59歳	60歳	61歳 定年退職	62歳 暫再	63歳 暫再	64歳 暫再	65歳 暫再		暫定再任用職員として 勤務可能期間		
S39.4.2 ～S40.4.1	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳 定年退職	63歳 暫再	64歳 暫再	65歳 暫再			
S40.4.2 ～S41.4.1	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳 定年退職	64歳 暫再	65歳 暫再		
S41.4.2 ～S42.4.1	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳 定年退職	65歳 暫再	
S42.4.2 ～S43.4.1	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳 定年退職

定年前再任用短時間勤務  
職員として勤務可能期間

## 2. 管理監督職勤務上限年齢制（役職定年）

- 管理職の職員は、原則60歳に達した最初の4月1日までの期間に管理職以外の職へ降任する。ただし、公務の運営に著しい支障が生じる場合、例外として管理職として勤務できる。

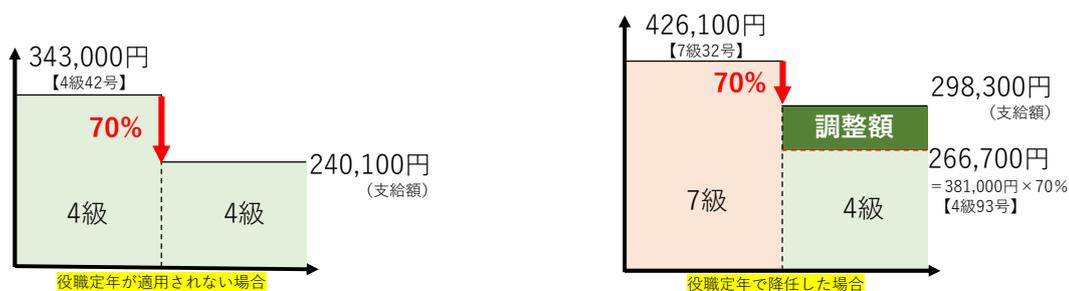
- 加東市職員の定年等に関する条例第6条から第11条



## 3. 60歳超職員 の給料月額

- 当分の間、職員の給料月額は60歳に達した日後の最初の4月1日以後70%水準の金額とする。役職定年で降任したことにより、この額が70%水準に満たない場合は、調整額を支給する。

- 加東市一般職の職員の給与に関する条例附則第10項から第17項



調整額…役職定年制に該当する場合は、管理職在職時の給料月額70%の金額と降任後の給料月額70%の金額との差額が調整額として支給されます。

## 4. 定年前再任用短時間勤務制度

- 60歳以後、定年前に退職した者を定年退職日相当日まで（常勤職員の定年退職日まで）短時間勤務の職に採用することができる。
- 勤務条件等は現行の再任用短時間勤務職員と同様
- 加東市職員の定年等に関する条例第12条及び第13条、加東市一般職の職員の給与に関する条例第12条、別表第1～別表第5、加東市職員の再任用に関する条例の廃止



## 5. 暫定再任用制度

- 定年年齢が段階的に引き上げられる経過期間において、65歳まで再任用できるよう、現行の再任用制度と同様の仕組みを暫定的に措置する。
- 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例附則第4条から第7条及び第16条から第25条

